

群馬東部水道企業団入札心得

1 目的

群馬東部水道企業団の契約に係る競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及び群馬東部水道企業団会計規程（平成28年群馬東部水道企業団企業管理規程第10号。以下「規程」という。）その他の要綱、要領等に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2 入札参加申請

- (1) 一般競争に参加しようとする者は、入札公告に示された日時までに入札参加資格要件を十分に備えていることを確認のうえ、契約条件を十分理解し、参加申請を行わなければならない。

なお、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）による入札（以下「電子入札」という。）の場合は、電子入札システムにより参加申請を行うものとする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、規程第111条に規定する額以上を入札保証金として納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

3 入札案件に対する疑義

- (1) 入札参加者は、入札公告又は指名競争にあつては指名通知書及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）、設計書、図面及び仕様書並びにその他の書面（以下「入札関係図書」という。）について疑義があるときは、入札公告等にて示された日時及び方法により回答を求めることができる。
- (2) (1)の質問に対する回答は、ホームページ、電子メール、ファックスなど入札公告等
に示した方法により行うものとする。

4 入札書の作成

- (1) 入札参加者は、入札公告等及び入札関係図書に基づき、積算を行い、誤字、脱字等に十分注意して入札書を作成しなければならない。
- (2) 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額に関わる消費税及び地方消費税の額を加算した額をもって落札金額とすることから、入札参加者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税の額を減算した金額を記載するものとする。ただし、消費税及び地方消費税の額を加算した額を記載するよう指示されている場合は、課税事業者であるか、

免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を記載するものとする。

5 入札書の提出

- (1) 入札参加者は、入札書の提出について、入札公告等に表示された日時及び方法により提出しなければならない。
- (2) 入札参加者は、電子入札の場合においては、電子入札システム入力画面上で入札書を作成し、電子入札システムより提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、紙の入札書による入札（以下「紙入札」という。）においては、案件ごとに封緘し、入札公告等に表示された事項を記載し、指定された日時に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、来所型立会開札における紙入札にて、代理人をして入札する場合は、委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。
- (6) 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者を代理人とすることはできない。
- (7) 入札書提出後、いかなる理由があっても入札書の書換え、引換え又は撤回等を行うことはできない。

6 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、建設工事の入札に際し、当該工事に係る工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳書の作成及び提出方法並びに提出期間については、入札公告等に表示されたとおりとする。
- (3) 工事費内訳書の工事価格と入札金額は一致していなければならない。
- (4) 工事費内訳書提出後、いかなる理由があっても工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回等を行うことはできない。

7 入札の辞退

- (1) 入札を辞退するときは、入札公告等に表示された期限までに、指定された方法で入札辞退届を提出しなければならない。なお、電子入札においては、電子入札システムにより入札辞退届を提出しなければならない。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について、不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (3) 予定価格の制限範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度入札を行う場合は、入札の執行に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。
- (4) 入札書提出後の辞退については、入札公告等に表示された辞退の期限までに入札辞退届

を提出した場合のみ、辞退できるものとする。また、この場合の入札辞退届の提出方法は、総務課窓口への持参のみとする。なお、当該入札書は無効とし、当該案件における再度の入札書の提出は認めないものとする。

- (5) 入札辞退届提出後、いかなる理由があっても入札辞退届の撤回等を行うことはできない。

8 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他当企業団へ提出する書類等（以下「入札書類等」という。）の作成について、いかなる相談も行ってはならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意志、入札価格（入札保証金を含む。）及び入札書類等を意図的に開示してはならない。

9 異議の申立

入札をした者は、入札後、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- ア 指名競争において入札参加者が1者である場合。ただし、企業長が当該案件を履行することに合理性があると認め、入札公告等に入札参加者が1者である場合においても入札が成立する旨を明記した場合は、この限りではない。
- イ 天災その他やむを得ない理由による場合
- ウ 入札公告等又は入札関係図書に誤りがあった場合
- エ 適正な入札の執行が確保されないと認められる場合

11 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札のほか、別に定める基準に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 同一事項に対し2以上の入札をした者のした入札
- (3) 入札に際し不正の行為のあった者のした入札
- (4) 入札保証金が規程111条に規定する額に達しない者のした入札
- (5) 入札書に必要な事項を記載しなかった入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した者のした入札

1.2 失格

次のいずれかに該当する者のほか、別に定める基準に該当する者は失格とする。

- (1) 来所型立会開札において、入札開始時に入札会場に到着していない者
- (2) 入札公告等で指定した日時までに入札書を提出しない者
- (3) 失格基準価格又は最低制限価格未満の入札をした者
- (4) 予定価格超過の入札を行った者
- (5) 建設工事において、入札公告等で指定した日時までに工事費内訳書を提出しない者
- (6) 入札執行者の指示に従わない者

1.3 入札不調

次のいずれかに該当する場合は入札を不調とする。

- (1) 最低制限価格又は失格基準価格を設定した案件において、入札参加者全員が最低制限価格未満又は失格基準価格未満の入札をしたとき
- (2) 入札参加者がいないとき
- (3) 落札者がいないとき

1.4 再度入札

- (1) 開札をした結果、予定価格の制限範囲内の価格をもって入札をした者がいないとき（令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、入札公告等で再度、入札を実施することを示している案件において、入札公告等で示した日時、方法等で再度、入札を行うものとする。
- (2) 建設工事の場合、再度入札においても入札金額に対応した工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、初度入札後、直ちに行う再度入札については、この限りではない。
- (3) 再度の入札の回数は、入札公告等で示した回数とする。
- (4) 予定価格を事前公表している案件については、再度入札を行わないものとする。
- (5) 再度入札に参加できる業者は、初度の入札に参加した者とする。ただし、初度の入札において失格となった者は、再度入札に参加することはできない。
- (6) 再度入札において、再度入札前の最低入札価格を上回る価格で入札した者は、失格と

する。

- (7) 最低制限価格又は失格基準価格が設けられている場合、最低制限価格未満又は失格基準価格未満の入札をした者は、その入札のそれ以降の入札に参加することはできない。

1.5 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とし、事後審査型の場合については落札候補者とし、資格要件確認審査を行った後に落札者とする。ただし、最低制限価格を設けない場合は、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とし、事後審査型の場合については、上記と同様とする。
- (2) 一般競争において、令第167条の10の2により落札者を決定する場合は、(1)の規定にかかわらず、入札公告等で示した方法により落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定したときは、落札者に落札通知書又は口頭をもってその旨を通知する。なお、電子入札においては、電子入札システムより通知する。

1.6 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
なお、電子入札においては、電子入札システムによる電子くじにて落札者を定める。
- (2) 前項の場合（電子入札を除く。）において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときはこれに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
なお、入札参加者の中から選任された者が入札に立ち会っている場合は、当該立会人にくじを引かせる。

1.7 落札決定の取り消し

落札決定後、11(1)から(6)のいずれかに該当する事実があると判明した場合は、落札者の決定を取り消すものとする。

1.8 契約保証金

落札者は、契約と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- (1) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、規程の定めによる有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券に係る保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 金銭的保証では、履行保証として十分でないため、役務的機能を求める契約の場合は、

公共工事履行保証証券に係る保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）で、保証契約金は、契約金額の10分の3以上とする。

- (3) 金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券に係る保証及び履行保証保険契約の保証期間については、当該契約の契約日を含めた保証期間でなければならない。

19 課税（免税）事業者及び適格請求書発行事業者届出書の提出

落札者は、各契約に対し、課税事業者又は免税事業者の届け出をしなければならない。ただし、提出を要しない旨の指示があったときは、この限りでない。

20 契約書の提出

- (1) 落札者は、落札した日から10日以内に契約書及び関係書類を提出しなければならない。ただし、特別の理由があり、監督員の承諾を得た場合においては、その期間の延長をすることができるものとする。
- (2) 落札者が(1)で規定する期間内に契約書及び関係書類を提出しない場合、落札はその効力を失うものとする。

附則

この心得は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この心得は、令和7年4月1日から施行する。